第六号様式記載要領18中「利子割額㉕」を「利子割額㉖」に改め、同様式記載要領18を同様式記載要領20とし、同様式記載要領17中「中間納付額㉔」を「中間納付額㉕」に改め、同様式記載要領17を同様式記載要領19とし、同様式記載要領16中「税額㉓」を「税額㉔」に改め、同様式記載要領16を同様式記載要領18とし、同様式記載要領15中「(法人税の明細書（別表４）の㉞)」を「(法人税の明細書（別表４）の㉝)」に、「(法人税の明細書（別表４の２付表）の㊸) ㊺」を「(法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷) ㊻」に、「仮計㊸」を「仮計㊷」に改め、同様式記載要領15を同様式記載要領17とし、同様式記載要領14中「㊷のうち見込納付額㊸」を「㊸のうち見込納付額㊹」に改め、同様式記載要領14を同様式記載要領16とし、同様式記載要領13中「地方法人特別税額㊼」を「地方法人特別税額㊽」に改め、同様式記載要領13を同様式記載要領15とし、同様式記載要領12中「地方法人特別税額㊻」を「地方法人特別税額㊼」に改め、同様式記載要領12を同様式記載要領14とし、同様式記載要領11中「㊾のうち見込納付額㊹」を「㊿のうち見込納付額(51)」に改め、同様式記載要領11を同様式記載要領13とし、同様式記載要領10中「付加価値額⑩」を「付加価値額⑪」に、「資本金等の額⑲」を「資本金等の額⑳」に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領11の次に次のように加える。

12　事業税の「平成27年改正法附則第８条又は第９条の控除額㊻」の欄は、第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載すること。

第六号様式記載要領９中「仮計⑳」を「仮計㉑」に、「当期控除額㉑」を「当期控除額㉒」に改め、同様式記載要領９を同様式記載要領10とし、同様式記載要領８中「第２条第12号の７の３」を「第２条第12号の７」に改め、同様式記載要領８を同様式記載要領９とし、同様式記載要領７を同様式記載要領８とし、同様式記載要領６中「第２条第12号の７の４」を「第２条第12号の７の２」に改め、同様式記載要領６を同様式記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

6　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の５イ、ニ又はホ（政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第六号様式記載要領に次のように加える。

21　法第23条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

22　法第23条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。